

2026年港区議会第2回定例会

2026年6月17日

日本共産党港区議員団 福島宏子

1. 中東情勢の影響から経済とくらし、命を守る緊急対策を行うこと

【質問】5月29日に共産党議員団として区長に直接要望をさせていただきました。中東情勢の悪化を背景に原油、ナフサを原料とする建設資材や医療資材において急激な価格高騰と供給不安が広がっています。建設業界などではシンナー不足が深刻で受注制限、生産停止で住宅建設やリフォームにも影響を及ぼしています。一刻も早い支援が必要です。中野区では利子、保証料を区が負担する実質無利子、無担保で融資することを決めました。

- ①港区として無利子、無担保、無保証人の融資制度を緊急に創設すること
 - ②医療・介護・福祉の現場の資材不足を把握し、区の備蓄品から緊急支援すること
- それぞれ答弁を求めます

【答弁】①ただいまの共産党議員団の福島宏子議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、中東情勢の影響から経済とくらし、命を守る緊急対策を行うことについてのお尋ねです。

まず、無利子、無担保、無保証人の融資制度を緊急に創設することについてです。区では、原則、無担保で、低利かつ低負担の融資あっせん制度を実施しております。利子補給や信用保証料補助も実施しており、特に緊急支援融資では、23区でも低利な本人負担率0.1%であり、併せて、信用保証料も全額補助することから、事業者の実質負担は、2,000万円の借入れにおいても年間2万円程度になるなど、負担軽減しております。さらに、中東情勢の影響の対策として、来月1日からは、緊急支援融資と経営改善融資の融資限度額をそれぞれ1,000万円引き上げ、資金繰りをより一層後押ししてまいります。現時点で、融資あっせん制度を無利子・無保証にすることは、必要性の低い借入れや返済計画の実行性の低下を誘発するほか、金融機関の融資実行率の低下を招くおそれがあることから、創設は予定しておりませんが、引き続き、経済動向を注視しながら、区内中小企業の皆さんが、安定した経営を継続していくために必要とされる支援に取り組んでまいります。

②次に、医療、介護、福祉など現場の資材不足を把握し、備蓄品を緊急支援することについてのお尋ねです。

区では、港区医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ、介護事業者や高齢者施設、障害者施設などに対し、定期的なヒアリングを行い、原油価格や物流費、原材料価格の上昇による影響の把握に努めております。ヒアリングの中では、現時点では大きな影響はないとの声がある一方で、衛生用品や事務用品などの消耗品については、価格上昇や数量制限により、調達が難しく

なっているとの声も寄せられております。こうした現場の状況を踏まえ、備蓄物資の活用については、医療・介護・福祉の現場のニーズに応じ、柔軟に検討してまいります。

2. データセンターの建設に伴う区民の不安を解消すること

【質問】人工知能(AI)などの情報処理を担うデータセンター(DC)の建設を巡って首都圏では千葉県印西市のほか東京都日野市や江東区などでも周辺住民の反発が報道されました。DCには建築基準法上の用途区分が存在しないことが問題視されています。日本データセンター協会は5月1日、事業者向けの「DC地域共生ガイドライン」を公表し、建設計画を進める際に地域住民との丁寧な対話を進めるよう求めています。

港区芝公園4丁目に建設中の地上6階地下4階のDCは2025年9月9日に紛争予防条例に基づいた住民説明会が開かれました。「金曜日に案内があって翌週の火曜日の説明会はあまりにも急だ」「電磁波、風、冷却などの影響や都心の風致地区への建設に非常に不安。できれば建設はやめてほしい」など意見が出されています。実際に韓国では昨年9月にDCにおいてリチウムイオン電池の交換の際に大規模な火災が発生しています。

①港区として住民の不安を解消するために事業者に対して範囲を限定しない広範な説明会の開催を求めること

江東区では今年3月「DC建設計画における話し合いガイドライン」を公表。建設の際には建築確認申請の120日前からの標識設置すること、事前に説明会の開催日時や場所についてあらかじめ区と協議が必要など定めています。

②港区も江東区にならって今後の建設も見据えたDC建築計画にかかる事業所向けの指導要綱の作成とガイドラインの作成を急ぐこと
それぞれ答弁を求めます

【答弁】①次に、データセンター建設に伴う区民の不安を解消することについてのお尋ねです。まず、データセンター建設に関する説明会についてです。

区は、中高層建築物の建設に当たり、近隣住民との紛争を未然に防ぐため、建築主に対して、港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、建物の高さに応じた範囲の住民への事前説明を義務付けております。

データセンター建設に当たっては、建築計画に対する住民の不安や懸念に丁寧に対応していくことが重要であると認識しております。今後も、事業者に対して分かりやすく丁寧な説明や情報を提供するよう指導してまいります。

②次に、事業者向けの指導要綱とガイドラインの作成についてのお尋ねです。

東京都は、データセンターの建設に当たって、環境やまちづくりとの両立を図るとともに、事業者と住民が円滑な対話を進められるよう本年3月に、まちと調和したデータセンターに向けたガイドラインを策定しています。

区は、このガイドラインに基づき、データセンターの建設計画について早期に情報を把握するとともに、環境性能の確保や周辺市街地へ配慮することを事業者に指導してまいります。

3. 区有施設に女性用トイレを増やすこと

【質問】私たち共産党議員団は、この間女性トイレの行列解消のためには女性トイレの便器数を男性の2倍以上にすることを繰り返し求めてきました。女性トイレの行列問題は政治課題だと国会でも日本共産党井上哲参議院議員が女性トイレの環境改善を求める質問を繰り返し、政府を動かしてきました。今年3月には国交省がガイドラインを取りまとめ、①女性用トイレの便器数は男性以上とする、②女性用トイレの行列解消を目指し待ち時間が男女で平等になるような対応を事業者などに求めることを盛り込みました。トイレの行列がない社会が当たり前の姿になるよう望みます。議会棟を見ても女性トイレは個室2つに対して男性トイレは個室2つに加えて小便器3つでガイドラインに反しており改善が必要です。

昨年の予算特別委員会の風見議員の質問に当時の担当課長は「規模や用途が違うのでアンケートやヒアリング調査を行い適切なトイレ個数を計画する」と答弁していますが、時間をかけている場合ではありません。早急に取り組むべき課題です。

①女性トイレの行列解消を目指し、区有施設の女性トイレの便器数を男性より増やすこと。時間をかけずに早急に取り組むこと

答弁を求めます

【答弁】①次に、区有施設に女性用トイレを増やすことについてのお尋ねです。

区では、区有施設の整備に際し、空気調和・衛生工学会の基準による利用者数に応じた適正なトイレ個数の設置に取り組んでおりますが、女性利用者の快適性の向上は重要な課題です。本年、国土交通省が示したトイレ設置個数の基準と適用のあり方に関するガイドラインを踏まえ、今後の新築や大規模改修において、女性トイレの個数を男性トイレの小便器と大便器の合計数以上とするよう取り組んでまいります。

引き続き、利用者の意見を反映しながら、快適なトイレ環境の実現に努めてまいります。

4. CO2排出量の削減を強化し、23区ワースト1位を返上すること

【質問】港区は「港区気候非常事態宣言」を行いました。私たちがずっと要望してきたものであり大歓迎です。その後暑さ対策シンポジウムや5月16日のエコライフフェアにおいて公表しパネル展示など行いました。宣言をしたからには今後の具体的な対策が問われます。CO2 排出量23区ワースト1位の不名誉な称号を返上すべく温室効果ガス削減にこれまで以上に大胆な施策を打ち出すことが求められます。

①区内のCO2 排出量全体の約7割を占める民生業務部門といわれる事業者に「気候

非常事態宣言」の発信を知らせ、CO₂ 排出量の削減を強く求めること。併せて削減目標の設定を義務付けること

②すべての区有施設で太陽光パネルの設置を検討すること
それぞれ答弁を求めます

シーオーツ

【答弁】①次に、CO₂ 排出量の削減強化についてのお尋ねです。

まず、民生業務部門の事業者への削減に向けた情報発信と目標設定の義務付けについてです。

区は、先月の港区気候非常事態宣言を契機に、区ホームページやSNSなどで周知啓発に取り組んでおります。引き続き、区民・事業者と危機感を共有し、行動変容を促す情報発信を一層強化してまいります。

事業者の自主的な取組が進められていることを踏まえ、目標設定の義務付けを一律に行うことは考えておりませんが、排出量の7割を占める民生業務部門に対し、脱炭素化を後押しする、実効性のある取組を検討してまいります。

②次に、区有施設での太陽光パネル設置についてのお尋ねです。

2050年ゼロカーボンシティの達成に向けては、区自らが企業などの模範となり、率先して取り組むことが重要です。

区はこれまで、小・中学校、福祉施設、公園など 81 施設に太陽光発電設備の設置を完了しております。また、港区環境基本計画に基づき、新たな区有施設の整備・改修に際し、太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用するとともに、建物のエネルギー消費を実質ゼロとするZEB(ゼブ)化を進めております。

一方、屋上設備の状況などにより、太陽光発電設備の設置が困難な施設では、軽量で柔軟性のあるペロブスカイト太陽電池など新技術の導入を検討してまいります。

5. 旅館業法や民泊の規制を強化すること

【質問】港区では民泊事業の拡大と民泊から旅館(ホテル)への移行が増えています。2018年に旅館業法は大幅に規制緩和されフロントは不要になり、昨年3月の改正では本人確認も必要なく自動チェックイン機が可能となりました。客室数の規制も全面撤廃されており民泊と旅館の区別はなくなり1室でも旅館として運営できるようになっています。

目黒区では、区民の苦情や相談が増えていることから、旅館営業の規制を強化する方針を決めたとの報道がありました。区独自に条例を改正し、具体的には①事業者に営業認可の申請前の告知や住民説明会の開催を義務付ける、②施設の看板には営業者の氏名や緊急連絡先などを明示させる、③施設に従業員を常駐させ、海外居住の事業者には国内在住で日本語対応ができる代理人を選任させる内容になっています。

- ①港区でも3点を含めた目黒区のような条例改正を行うこと
 - ②現状として認可する際、住民説明会の開催を強く指導すること
- 2点答弁を求めます

【答弁】①次に、旅館業法や民泊の規制強化についてのお尋ねです。

まず、条例改正についてです。

区は、旅館業及び住宅宿泊事業の適正な運営を図るため、事前相談の段階から手引きを活用し、事業者に対し、周辺住民への配慮や苦情対応体制の整備について、注意喚起を行っております。

住宅宿泊事業に関する規制強化については、今月、港区を含めた21区の区長連名で国に住宅宿泊事業の適正化に関する要望書を提出していることから、今後は国の動向を注視するとともに、区に寄せられた苦情内容や用途地域ごとの分析を行い、必要な対応を検討してまいります。

また、旅館業につきましては、区民生活との調和を図る観点から、区の実情に応じた規制の在り方について、検討を進めてまいります。

②次に、指導を強化することについてのお尋ねです。

区では、港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要綱に基づき、旅館業の相談者に対し、区民の良好な生活環境を確保するよう指導しております。また、住宅宿泊事業についても、事前相談の段階から、周辺住民への配慮や苦情対応体制の整備について、注意喚起をしております。

なお、旅館業については、近隣住民から住民説明会の開催を求められた場合には適切に対応するよう、引き続き事業者に対し強く指導してまいります。

6. 国民健康保険制度を守り保険者としての責任を果たすこと

【質問】①今大きな社会問題になっている国民健康保険(以下、「国保」と言う。)逃れについてです。

国会でも取りあげられ「脱法」行為でなく、「違法」であるとの認識が示されました。

維新の会の議員を中心に、勤務実態がないにもかかわらず、一般社団法人の役員などに形式的に就任し会費を納め、最低限の報酬を受け取ることで社会保険に加入して、本来払うべき国保料の負担を逃れる「国保逃れ」が問題になっています。国保料は年間109万円、社会保険は最低の収入では年間41,168円で26.4倍もの差がでます。本来高額な保険料を納める人がいなくなるということは、他の被保険者の負担が増えるということになりますから、保険制度そのものかなり立たなくなってしまう。こういう事態を放置できないと、厚労省は3月18日付で健康保険協会、健康保険組合、日本年金機構に対し「被保険者資格取得の届け出について」厳格な取り扱いを求める通達

をだしました。今後「国保逃れ」が疑われる事業者を調査し、必要な指導を行う方針です。

①国の通達通り「被保険者の取扱い」をきちんとすること

私たち議員は、区民の税金から報酬を受け取っています。一方、高すぎて払えないといわれる国保料を決める立場にもいます。今年度の年収からすれば、国保料は年額 113 万円、年金保険料は年額 215,040 円になると思います。

②区議会議員として報酬にふさわしい対応が必要だと思いますが、区長の認識を伺います。

【答弁】①次に、国民健康保険制度を守り保険者としての責任を果たすことについてのお尋ねです。

まず、被保険者への取扱いを厳格に行うことについてです。

健康保険などへの加入に伴い、国民健康保険からの脱退手続を行う場合には、健康保険資格確認書などの資料を確認した上で手続を進めております。資料の記載内容に不明な点がある場合には、健康保険組合に照会するなど、資格管理を徹底しております。

引き続き、法令に基づき被保険者資格の管理を徹底し、国民健康保険制度の適正な運用を確保してまいります。

②次に、区議会議員への対応についてのお尋ねです。

国民健康保険又は健康保険のいずれに加入するかは、法律に基づく要件によって決まります。

そのため、区議会議員が国民健康保険に加入していないこと自体を問題とするものではなく、個々の議員において適切に対応されるべきものと認識しております。

【質問】②国民健康保険(以下、「国保」と言う。)の傷病手当の創設についてです。

組合健保等の被用者保険では疾病や出産による休業中の所得保障として傷病手当金や出産手当金制度があります。一方、国保では任意給付とされ、条例の制定が必要なため、出産手当金を支給する市区町村は増えていますが、傷病手当を支給する市区町村はありません。しかし国保加入の自営業や非正規雇用の労働者は、病気やケガをして仕事を休めば収入がなくなり、途端に生活が立ち行かなくなり所得保障は不可欠です。

国民健康保険法第 58 条第 2 項は「市町村及び組合は、前項保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当の支給その他の保障を行うことができる」と定めています。

③港区独自に傷病手当を支給すること。

3点それぞれ答弁を求めます。

【答弁】③最後に、区独自の傷病手当の支給についてのお尋ねです。

特別区の国民健康保険に関する取扱いは、特別区長会などの場で調整を行うことが原則となっております。23区では統一保険料方式を採用している中、区独自に傷病手当金のような任意給付を導入することは、被保険者間の公平性や制度全体の整合性の観点から、慎重な対応が求められます。

このため、区独自の傷病手当の創設は考えておりませんが、病気やけがにより生活に困難が生じた場合には、収納相談を通じた保険料の軽減の検討のほか、港区生活・就労支援センターなど適切な窓口をご案内し、状況に応じた丁寧な支援に努めてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

7. 私立学校等、区立以外の学校に通う児童・生徒、学校に通えない児童・生徒に

区立給食費相当額を支給すること についての要望です。

【要望】私たちは私立学校に給食費相当額を支給するよう一貫して提案してきました。予算委員会で教育長は「区立学校以外に通う児童・生徒を対象とした給食費相当額の支給について支給対象の範囲や遡及支給を含め、早急に対応していく」と答弁しました。当然区立と同額が支給されるものと理解しましたが、格差をつけました。遡及支給も見せかけです。「教育の港区」というのなら区民である小中学生を公平に扱うべきです。

- ①区立学校以外に通うすべての家庭に、区立と同等の給食費相当額を支給すること
 - ②区立学校の無償化が始まった2023年9月から遡及すること。最低でも2025年4月分から遡及すること
 - ③非喫食者支援の観点で対象を拡大して支給すること
- 3点強く要望します。

注:要望につき、区の答弁はありません。